

第1回甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会

【議事録】

○**小島委員長** それでは議事4の審議についてということなんですけども、今、事務局の方からご説明がありましたけれども、それについての委員の皆様方のご意見ですとか、まずはなんといっても委員の皆様方が今回のこういう事件についてどういう受け止めをされているかについて、お話をしていただけたらと思います。特に順番はございませんので、まず、最初に受け止め、どうなんだというところ、それぞれ厳しい受け止めをされているかと思うのですが、率直なご感想をお話し頂き、なおかつ今までの資料色々ありましたけれど、その中で不明な点やもう少し細かく説明してもらいたい点などあると思いますので、どうですか今回の事件の受け止め、それぞれのお立場で意見があると思うのですが。

○**岩瀬委員** 正直言いましてびっくりしたという一言ですね。なんでこういうことが起こるんだということですね。投票においても厳しい立会人等もおられますし、投票に際して、色々チェックがある中で、このようなことが実際にあるのかと、一番感じたのはそれですね。

○**森地委員** 私も当日ね、投票の立会をやっていたんですよ。朝6時前から行って8時半頃まで立会いして終わってから集計などを見てますと、かなり厳重にやって、鍵も何個もかけて、それなのになんでそんなことが起こったのかと信じられないくらいのね、それとなぜ白票が開票所にあるのかなということも疑問にありますね。こんなことは信じられないというか。

○**山本委員** もちろんあってはならないことだと思いますし、私も新聞で読んだときはかなり衝撃を受けまして、本当にびっくりはしたんですけど、ただよくよく考えていくとそんな簡単な気持ちでやったわけではないだろうなという思いもあって、追い詰められた事情がなんらかあったんだろうと、そこをしっかりと検証していかないと再発防止と

というのは難しいのかなと思っております。例えば資料6ですかね、見てますと期日前投票がかなり1万8,000ということで結構多いのではないのかなと思うんですけど、多分台風の関係なんかもあったんだと思います。その辺でも結構混乱があったんじゃないかと思うので、その辺の混乱を引きずったまま当日を迎えて、とか多分色々な問題があると思うんですね。ですのでしっかりと検証して再発防止に向けて検討していきたいなと思います。

○**漣委員** 最初の感想という事で大変多岐にわたるんですけども、何があって何がなかったかをひとつずつこれから確認させていただければと思います。

○**小島委員長** 色々それぞれの思いがありましたけれども、私も今まで、高松市などでも同様の問題がありました、当時の問題がやはり全国の選挙管理委員会の皆様に果たして届いていたのか、そして届いていたとしても対岸の火事なんだというような意識だったのかと、そういうことであれば今回の甲賀市の事件も、起きたことは起きたことで受け止めないといけませんので、引き続きですね、全国の選挙管理委員会の皆様方に対する教訓として、今お話ありましたけれど何が足りて何が足りなかったということ、それから、今回の衆議院選挙、全国的に天候不順ということもありまして期日前投票が多く、それから今回新たに期日前投票事由に第6号事由というのが出来まして、天候等を理由に期日前投票が明確に出来るということになりましたので、そういうこともあって、しかも最終日はですね、期日前投票が多いと、こういう天候であろうとなかろうと多いわけですので、そういうところですね。それから、やはり甲賀市の特殊事情として投票箱、投票区の数が非常に多いということで、その辺も投票箱の管理等で、また開票所のキャパシティの問題を含めてこれから改善すべき点があるのではないかという気がしております。色々と事務改善を含む、またそれをすべきだという示唆が出た事案かなと、そんな感じです。事務方の方で補足すべき点などありませんか。早急に改善を図る事項、これ良く非常に整理されていると思いますので、資料7ですか、これを今後の方

向性として委員会としても大いに参考にしていきたいと思いますがね。それでやはり早急に改善を図る事項で、仮に私の立場でいうと何が足りなかったのかなという、ちょっと足りない点があると思うんですね。これはやはり事務を遂行するにあたってあるべき立場をどう明確にしていくかという、その辺を含めてですね、今後第三者委員会の検討をすすめていけたらと思いますね。私ばかり発言して申し訳ないですけど、開票事務だけでなく、投票事務から開票事務に移行してその間に投票者数の把握ミス等が発生する。そうすると発生したミスが開票でいわゆる嫌な言い方をするとツケとして出てくるということでもありますし、それから最後はやはりチェック体制、まあこういう事件をずっと見てますとミスがあつて、それを覆い隠そうとするということでこういう事件が発生してますので、まず前提としてはどうやってミスを無くすか、全国の選挙管理委員会で、選挙のたびにミスが増えているというのが実態です。ですのでミスをしないためにどうするかという事がポイントになるのかなという気がしております。要はミスをしないためにどうするかという節目、節目における複数の目による確認というところが一番大きなところかと思います。どうですか、皆様方、その他。

○**森地委員** 当日、台風が来てまして、多分10時くらい分かりませんが、開票所の近くの川が氾濫して、緊急避難命令が出たと思うんです。私も近くの自治会で自治会館で避難待機準備でしたので、その準備をしていたのですが、多分開票している人はその緊急避難命令が出たと思うんですね。携帯にも入ってきますので、その緊急事態に気が動転してしまって対処が出来なかったのではないかなとは思いますが。そのような緊急事態の時にどうしたら良いかということが一番考えて、これから検討していけたらいいかなと思いますけど。

○**小島委員長** 今、本当に良いご意見だと思います。やはり全国的に災害と選挙は裏腹の関係で、そうすると選挙を預かる市職員は基本的に災害も預かるというケースが非常に多い。そうすると今回恐らく甲賀市においても職員がはぎとられて、そういう状況の中

で開票事務を進めないといけないと。それが言い訳にはなりませんけれど、ひとつの大きな要因として、それはやはり真正面から受け止めないといけないと思いますので、そういう意味でも市として危機管理マニュアルをどのように整備していくかも大きな課題じゃないかなとそういう感じはしております。本当に全国的に見ると私の出身のところの開票所でもですね、やはり防災の関係、人がはぎとられたということは間違いなく、やはり若干のですねミスというか、期日前投票が非常に多かったということもありまして、その後の処理も含めて開票の方に影響が出てくる事もありましたし、そういう事も含めて単に職員がこういう事件を起こしたという点ではなく、どのような要因があったのかという、これは、たまたま甲賀市で出てきたかもしれませんが、全国どこでも抱えている同じ要因が潜んでいるのではないかなという感じがしておりますので、そのような事も踏まえて検討していきたいと思います。ただそのような中であっても適正に執行するという強い意識が必要だと思います。ですからその一瞬の判断ミスがこういう選挙事務に対する信頼、それから市民の皆様からの信頼、やはり選挙のミスというのは行政の信頼を揺るがすという大きい課題が潜んでますので、その辺を踏まえてやってもらいたいと思いますけど、いずれにしてもどうやって今後のこの問題を広く教訓として共有することが必要なのかということかと私は認識しております。

○**山本委員** さっき職員の方の自己紹介の時にも、書記を兼ねてますという方が数名いらっしゃったかと思うんですけど、多分この時も日ごろ市役所内の仕事をやりつつ書記の仕事もやりつつということで、兼任になっていた方が相当いたのだと思います。このアンケートだけを見ますと人手が足りていたかのようにも見えますけど、これはあくまで開票事務自体については人手はある程度足りてましたよというアンケートであって、準備段階を含めてみたら、本当に足りてたのかなというところが気になっています。特にこの時の選挙というのは国政と市議会議員と4つの種類の選挙があわさっていたわけですから、その辺の準備段階の事務が一部の人にあまり偏らないように選任の職員を置く

とか、そういう事も考える必要があったのかなという風に思います。

○**小島委員長** これは選挙事務の根本的な課題だと思います。どうですか、選挙管理委員会の組織体制もこういう事件の起こった要因とまではいわないですけど、ひとつの下地になっているのではないかと、そういうニュアンスもあるのではないかと。組織体制大事ですよ。

○**漣委員** ただ滋賀県内見ておまして、選挙管理委員会が専任というのはどうかと思うんですけど、今回のことも踏まえて、そこがどういう原因があったのかということですね、確認しないといけないと思いますね。

○**岩瀬委員** 少しずれるかも分からないが、根本的なところで、今回の事件の要因となったのは何かということで、要するにまだ開けていない箱が運ばれたことが原因であった。それは何が原因かという所から追究して、まず本件の要因がどうであったかという事を分析して、先ほど委員長も言われたように、どこかのチェック体制が弱かったのではないかと、投票箱が95、期日前が5個あったので100個ですか、それを全部空だということを確認してしっかりと機能を果たしていればこういうことはなかったと、それがなぜ機能しなかったのかと、これをまず解決していくことが一番かなと。それは改善策にも出てますけど、やはりチェック機能の強化かなと、それを考えて人員や体制がいけるかどうかということが次の問題になってくるのではないかなと思いますね。

○**山本委員** 今の点と関連して、空き箱を今後は会場内で保管するようにしようということが書かれているのですが、この時に関しては会場内で保管できていなかったという点が、中身が空いていないまま片付けられてしまった要因につながっていると思いますので、その辺は当然今後気をつけないといけない点だと思います。

○**森地委員** さきほど委員長が言われたように、もう少し投票所の数を減らして、その開票できる場所くらいの個数に合わせるような、それとチェック体制の強化、1個1個であれば厳重に管理してあるのに、今回のように400個ですかね、400個というところ

多いですから、それを管理できる会場は少ないと思います。開票が出来る数の投票箱となるように投票所の数を減らす事も検討してはどうか。

○**小島委員長** やはり 400 個の投票箱の管理をするということは並大抵のことではないですね。だからといってそういうことをしてもいいというわけではないのですが、ただそういう要因であることは間違いないので、そういうミスをしない為の事務体制、確認体制をどのようにしていくかということだと思います。

○**漣委員** 開票所に集まった投票箱が 400 で、開けた投票箱が 400 という確認はされたのですか。一致したのですか。それはどこかに記述されていますか。

○**岡根書記** それぞれの投票所から投票箱と、投票録は物品と共に今までから開票所に送致されることになっております。その中で近いところから順番に開票所に返ってまいりますので、開票所で投票箱含めて、それぞれの物品が返ってきていることは確認しておりますが、いわゆる立会人の空虚確認、投票箱が空になったという確認をしていただいた後の数の確認までは出来ていなかったという状況です。

○**山本委員** 終わってからの確認は出来てないけれども、鍵を開ける時は立会人も確認はしているはずですよ。それぞれの箱の鍵を箱の上に置いて。

○**漣委員** 400 個の鍵を開けたという確認はしていたのですか、していなかったのですか。記録はどこかに書いていたんですかね。

○**森本事務局長** 記録まではないのですが、先ほど岡根理事が言いましたとおり、開票所に 400 個きたという確認は出来ていますが、それを鍵を開けて空になった状態を立会人の方に見ていただいて、所定の場所に行くんですけど、それが 400 個全部開票台に空いたかどうかの確認は出来ていなかったということです。

○**漣委員** マニュアルには書いてあるけども実際には出来ていなかった部分があると、資料 7 でいうとそういうことですね。マニュアルをどうこうするというのではなくて。

○**森本事務局長** マニュアルには、空になった投票箱を立会人に確認いただいて、空にな

った箱をレッスン室に運ぶということしか書いておりません。

○**漣委員** ですから空箱がいくつという事はマニュアルには書いていないということですね。そうすると実際にやったことと、マニュアルを直さなければならないという2つあるということですね。

○**小島委員長** 投票管理者と投票立会人から受領したということは確認できたけれども、開披台に持っていったかという確認は出来ていないと。私の経験上、どこの開披台でどこの投票所の箱を空けるんだということをそれぞれ明確にしてある事例がたくさんあるんです。どこの開披台でどこの投票所の投票箱を空けるかを決めておけば漏れがなくなると思います。具体的な話で申し訳ないですけど、後は責任者の明確化ですね、チェック表を当然作って、結局空けてなかったんだから立会人にまわしているのは、空いているのをただ見せているだけであって、空いていないことについて何の確認もしていないということなので、そこは大切なのではないのでしょうか。

○**岩瀬委員** いわゆる空箱を搬送する人にも付与しているわけですよね。その人もチェックする必要があったのではないかと思うのですけどね。

○**小島委員長** 後はあれですね、実際に投票者総数と投票総数が齟齬する場合についてどのような場合に齟齬するのかという、持ち帰りが出る場合というのはどういう場合に持ち帰りになるのか、どういった場合に投票者総数よりも投票総数が多くなってしまうのか、そういう検証、シミュレーションも事務レベルの皆さんの段階で、だからこういうことに気をつけましょと、ですからそういう研修も必要なのかなと。ですからその問題はまず選挙管理委員会がそういったシミュレーションをやって、現実に投票所で働く市の職員さんに伝えていかないといけないのかなと思いますね。

○**山本委員** 投票事務に関してもこういうテキストがあるんですよね。それを提供していただくことはできますか。

○**山元書記** ご用意します。

○**小島委員長** 投票事務と開票事務は一体一連なものなわけですから、開票事務で数字が合わない場合、開票録のみを上からみたところで、また投票録自体の数字を見たところで、その投票録の中では数字は合っているわけですから、それを積算した結果、投票総数が出てきて、その投票総数自体が誤っていることがあるわけで、ということになると開票事務で必ずその結果が出てきますので。今回の場合は確認漏れだということもありますけれど、確認漏れでも持ち帰りが多くなるひとつのパターンですよ。それも含めて事務方の方で分かりやすい何かがあれば説明していただければ。今回は確認漏れというわけですけど、せっかくやるわけですから今後そのようなことがないように色々シミュレーションしていくということ。

○**漣委員** 資料7を拝見している中で、3(2)で今回開票、投票はこういったマニュアルがあるわけで、新たなトラブルが起こったマニュアルが必要ではないかと書いてあることについて、10月にあったこととお聞きしたいのですが、票が足りないのではないかと探そうという指示はあったんですよ。結果的に探そうという指示が出て、アンケートを見ていると明確な指示があったと皆さんいっておられるので探されたんですよ。探さなくて良いという指示はでたのですか。

○**岡根書記** 3名からの聞き取りではそのような指示をしたというところまでは聞きとれているのですが、その後はすぐ警察の捜査がはまりましたので、ただいま進めております内部調査の中で明らかになってくるかと思われますので、また今後報告させていただけるのではないかと考えております。

○**漣委員** 逆に160人おられたので、これを見ているとみんな指示は明確であったので、探せという指示は聞かれたのですよ。探さなくてよいという指示についてはどうか、そのあたりについても追々教えていただければと。この辺がマニュアルに書いてある、今出来ているマニュアルとトラブルが起こったときのマニュアルということで、こういうマニュアルは難しいと思いますので、どう書くのかなというひとつのカギかなというこ

とでお尋ねしたのですが、また追々教えていただければと思います。

○**小島委員長** 今のお話ですけれど、指示があってその指示でだれがどのように確認し、そして見つからなかったという判断をどの時点でしたのか、そこまではいいんですけど、その判断をしたんだけど、その判断の下で今回みたいな形にしようとなったのか。誰が探して、誰が判断したかという命令系統のところ、今後の事務にとっても大事なところなので、選挙の事務は組織的対応が絶対必要だと思うので、個人的な判断は禁物という事で。実際私の過去の例でいきますと、福島県福島市の事例で80票持ち帰りという問題が発生しまして、当時、県の選挙管理委員会も、もっと確認しろということで確認したんですね。したんですけど見つからなかったという判断を当時の確か人事部長がしてですね、持ち帰りにすべきであろうという判断をして県にも相談して、一定探してないのであれば仕方ないだろうということで、80票持ち帰りという処理をしたんですが、ところが翌日ですね。かごの中から出てきたんですね。撤収業者の方が見つけたということで。ですから確認というところをどこまでするのかということなんですけどね。私も福島の選挙アドバイザーをやったので当日の事情を詳しく聞きましたけれど、徹底的にやったけど見つからなかったんだと。ですから開票所の混乱した状況の中で、まあそういう結果になってしまったと。ですのでそういう問題は潜んでいるんですよ。やはり今までと違う場所に投票箱を保管していたということや、今までと違う事務の流れという形になってなかなか見つからなかったということだと思うんですが、それであってもどういう確認をしたかという、ですから投票箱の数400箱あったという確認はしたのですけれど、それが開かれたかどうかの確認は出来ていなかった。その問題だと思いますね。そこはやはり事務的に改善していかないといけない。誰か責任者を設けるということだけではすまないということですね。

○**山本委員** 今、投票事務のテキストを持ってきてもらったんですけど、期日前の投票についてもこれがテキストですか。

- 藤谷書記 もう少しコンパクトなものを使っております。
- 山本委員 これ以外にもあるということですね。
- 藤谷書記 機械を使いますので、そのあたりの説明なども掲載しております。
- 小島委員長 期日前投票、これだけ増えてきますと、毎日が投票日ということなので、当日投票のみならず期日前投票でもですね、きちんとした対応がないと、投票者総数と投票総数に齟齬が発生する。毎日そういう要因が潜んでいるのが選挙事務の現状だと思えますし、当日のみならず期日前投票もそうですし、不在者投票もそうですし、投票者総数と投票総数の齟齬が生じる要因が潜んでいると。
- 山本委員 期日前投票の投票所は何ヵ所あったんですか。
- 山元書記 5ヵ所です。
- 小島委員長 投票箱の開票を失念したということについて今後どのように対処していくかということなんですが、たまたま私がこちらのお話をいただいた時に、過去の管理執行上問題となった事項を総務省がかなり前からまとめて事例集として出しているんですけど、失礼かと思ったのですが、甲賀市で何かやってないかを見たのですが、甲賀市はなかったんですよ。滋賀県では何個かありましたけれど、ですからなかったということは良かったんですけど、今後のこともありますので、どういうミスがあったのか、どういうミスがあって数字が違ったのかということ、事務をやる皆様方に知っていただく必要があるのかなと。高松市ではミス発生事例集を作成し、職員に配って確認をしていると。どのようなミスがあるのか、今回のミスもそうですけど、選挙というのは必ずミスがつきものという前提で、甲賀市だけでなく全国的に。私も現実に現役時代、私自身のミスではないですけど組織としてのミスは経験していますので、そういったミスについて研修すると、そしてやはり必ずミス事例も入れて研修すると、事務の本体だけでなく、その事務をやった結果どういうミスが発生したのかというね。ミスがあってそれを隠すということであるから、根本はミスをしないようにするということですよ。

○**森本事務局長** 委員長におかれましては、高松市、仙台市などの色々な経験をされておられますが、先ほど私のほうから説明しました早急に改善を図る事項の中で、カメラの設置について、実際賛否両論があり、ここらへんの考え方を我々のほうで一定整理をするために、委員長の見解を教えてくださいたいのですが。

○**小島委員長** まず、これは高松市さんの方で、私は高松市の第三者委員会の選挙管理アドバイザーだったわけですけど、第三者委員会に出席しましたが、やはり監視するという趣旨ではなくて今後、選挙事務を適正化に資するというですね、客観的な記録として残すことがやはり今後、選挙事務の正確な継承という側面から適切だろうというそういう趣旨、考え方で設置されたという理解をしております。ですから色んなご判断の中でという風になりますけど、カメラを設置して記録するということは、結果的にどういう仕事をしたかを検証するということですね。それが大事だろうなと思っております。あと一点いえば緊張感ですね。自分達の仕事がどういう風に引き継がれるのかという為の重要な資料だという話を従事者の方に知っておいていただけたらと思いますけどね。

○**山本委員** カメラを設置するのであればそれをどのくらいの期間保存しておくのかと、そういう事も考えていかないといけないだろうなと思います。

○**小島委員長** 後1点すみません、投票用紙の扱い、実際、厳密にはですね、投票所で使った投票用紙の余りを開票管理者に送致して、実際に何枚使われて、何枚残っているかを、投票者総数を算定するための資料とするということは、どこでもやられていると思うんですね。ですからその事は全然問題ないです。ですからやはり開票所で受け取った、残った白票をどう扱うか、それからもう一つはそもそも選管事務局に残っているものがありますよね。その白票をですね、どういう風に適正に管理するかという事が極めて重要なことだと思います。高松市の方でも実際に投票増減罪自体は数字の改ざんだけで、白票を入れたわけではないわけですけども、後で効力決定済の段ボール箱に入れ

て、管理者、立会人の印を押したもので保管するわけですけど、後でなんらかの形で捜査資料とか裁判資料になった時に、それを開けると白票を改ざんしたことが分かってしまうという事で、余った、昔使った白票を入れたということだったんですね。ですから白票の保存管理は極めて重要なんです。私も投票事務を経験したことがあるので、神奈川県でいえばですよ、投票用紙を大手出版印刷会社が請け負って、それをどういう風に印刷するかということを経験した部門として、きわめて厳格なところで印刷して、しかも、配布し終わった後も一定の選挙終了まで鍵のかかるところで保管しておいて処分するという、ちゃんと1万票ごとに封緘紙も貼られてね。これが選管に来たとたんズルズルになるというのもおかしいのでね。やはりきちんと受け払い、誰がその投票用紙の責任者なのかということをして、明確にするということをしていかないと、投票用紙を勝手に選管事務局長といえど持ち出すのは、ある意味持ち出す権限があったかもわからないんですけど、ポケットに入れちゃうと罪になっちゃう可能性もあるわけじゃないですか。そういう意味でまずいわけで、白票の管理を厳格にしないといけないのでしょね。今回のケースもどこかに書いてありましたけど。

○**漣委員** 資料の7で先ほどカメラの話が出たんですけど、白票の話でもう一点委員長に教えて頂きたいんですけど、3番の(3)でここに書いてあるのは各投票所から返送された白紙の扱いだけ書いてあるんですね。今のお話ですと市の選挙管理委員会でも白票があるんですか、もし委員長がおっしゃられたようにあるんでしたら、この対応策だけでいくと、市の選挙管理委員会の白票が漏れてしまうので、ここはもし実態がそうであればあわせていかないといけないのでしょね。あと厳格にいつ選挙終了後とはいつまでのことをいっているか定義が分かりませんし、監視を誰がするかも書いていませんし、責任体制ということで議論するときにこのあたりを具体化する必要があるのではうね。

○**山本委員** 開票事務の最中に機械が詰まったりした時は、実際の投票用紙を使って直し

たりするんですか。そういうことはないんですか。

○藤谷書記 開票の途中で詰まった時は、業者の方が待機していますので、その方が復旧をしています。

○山本委員 それは本当にちゃんと復旧したかどうか、直ったかどうかを確認する方法はあるのですか。

○藤谷書記 適切に取り出したりして、票が残っていないかどうかを、業者の指導の下、開票事務従事者が行って、もう一度最初から通しなおすということをしています。

○山本委員 別にそのために予備を置いておくということは必要ないということですね。

○藤谷書記 必要ないです。

○森地委員 一般市民からすると、なぜ投票の白票が開票会場にあるかということなんですよ。そこがやはり疑問になります。誰がそこに持っていったのか。だから本来は開票するときに白票をそばに置いておいたら、数字があわないとつい出来心でやってしまうかも分からないし、絶対それは開票所に持っていかないという風に決めておいたらと思うんですけど、一般の考えからすると。

○山本委員 持っていかないというのは出来るんですか。各投票所で必ず余りが出ますよね。それはやはりこれだけ残りましたという確認はしないといけないと思うので、開票会場に持ってこないという選択はないのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○小島委員長 実際やり方として、開票会場に持ってこないで、別のところで受領して、開票所のそばには持ってこないというやり方もあると思います。ですから色々なやり方があると思います。色々な研修で白票についての話をするんですけど、言葉は悪いんですけど「白票は麻薬だ」どういうことかということ「一度使ったらやめられない」要するに投票者総数が多ければ白票を引く、足りなければ足す、こんな便利なものはない。開票事務をやっている方に、そういうことをやらないという意識を培っていくことが大事だ

と思いますので。そういう意味でいうと今回白票を使うという発想が出たということは、なるほどなと思いましたけど。ですからそれを出来てもやらないという意識、コンプライアンス意識を徹底してですね。この問題はやはり過去の事例があった都市でも、そういう着地点となっています。ですから我々公務員として法令を遵守するという義務が根本的にありますし、やはり選挙事務を作業としてするという認識ではいけません。仕事としてすると。仕事としてするという事は、中身を理解し方向性を確認しながらする。作業としてすると、単に数字を合わせればいいとそうになってしまう。そういう意識を拭い去る必要がある。これはやはり今回いる人だけでなく、どうやって継続して継承していくかとこれから先の長い話と思いますね。

○**漣委員** 開票事務テキストを事前にいただき、読んできたのですが、今話題に出てます白票の扱いについては書いてあるんですか。もしないのであればこの辺りが改善を図る事項の中でマニュアルの改訂項目として書かなければならない項目かなと。

○**藤谷書記** 3ページ(3)の残数の確認というところで、枚数計算機を使用して持参された投票用紙の残数を確認すること、また投票用紙と残数報告書の数が一致しているかを確認すること、というこの2行ですけど、これが説明となっております。

○**漣委員** 残数というのが残っている白い投票用紙ということですね。これはあるけども封印するとか、いつまでどこに置いておかないといけないとか、誰が監視するとか、この辺をやはり今回あったことを踏まえた改正点になるんですかね。

○**小島委員長** それぞれのマニュアルの中に白票の扱いを書くのは当然として、白票だけを特化してですね。白票の適正な管理保全についてですね、そのような対応方針マニュアルを作った方が良いかもしれないですね。白票は本当におろそかに出来ない。白票自体がどういう法律的な性質を有する文書なのかというと、ある種の有印無効文書ですよ。県選管の印を押したものですから。その扱いは適正にしていけないといけないです。それと有権者の一票を白票といえども意思なので、それを有権者の意思でないも

のを紛れ込ませたという点では罪は大きいと思います。いずれにしても白票の扱いは特化した形でマニュアル化した方が良いかなと思います。ですから選挙で使った残り、選管で保管しているもの、あと過去のものについては、滋賀県では任期期間保存していますよね。その辺も高松で話ですけど、それも任期期間保存する意味がどこまであるかということも含めて、事務的にも法改正、政令の改正を求めるとかそういうのもいれた方がよいと思いますがね。たまたま高松市では県の選管がつくった投票用紙、普通ですと選挙執行年月日とか第何回とかあるじゃないですか。当時不正に使われた投票用紙にはそれが入ってなかったんですよ。入ってなかったなら古いの使えるじゃないですか。使えたんだけどなぜ分かったかということと毎回作り直すときに公印を押すじゃないですか、公印が少し違ったんですよ。それでばれたというね。いずれにしても古い投票用紙の扱いも大事ですね。だいたい今日の論点としては、第1回としてはかなり出たのではないかと思います。まずは県知事選挙が6月に控えているわけですから、それまでの間に今までの議論、それから知事選挙に向けて職員の意識の徹底をどのようにするかということ、先ほどお話のありましたビデオ撮影の問題が知事選挙に向けてということかなと思います。大体ご意見こういったところでよろしいでしょうか。今日出た意見については早めに整理していただいて。今日私も不慣れではありましたが、第1回ということで甲賀市の選挙事務がどのように変わっていくかということがなんとなく見えてきたところがありますので、第2回以降よろしく願いいたします。この後の進行については事務方にお返しします。